



山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山口労働局一般公示第 100 号

令和 8 年 10 月 6 日山口地方最低賃金審議会から山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山口県の区域内で非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、鉄鋼業（高炉による製鉄業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業又は鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 8 年 10 月 21 日までに山口労働局長あて（山口市中河原町 6 番 16 号山口地方合同庁舎 2 号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 8 年 10 月 6 日

山口労働局長 鈴木 輝美



記

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見の要旨

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、非鉄金属素形材製造業

(非鉄金属鍛造品製造業を除く。以下同じ。)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、鉄鋼業(高炉による製鉄業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)、非鉄金属素形材製造業又は鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務

ハ 倉庫番又は場内整理業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,238円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月15日